

政令第 号

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政

令

内閣は、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年九月一日とする。

理由

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。